

2014年10月22日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

扶桑町長 江戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書についての回答書について

見出しの件について、下記のとおり回答します。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答 健康福祉部長】

地方自治体は、国の施策、法令等を遵守しなければならないため、国の施策により左右される立場にあり、国の不足分を全て肩代わりすることは不可能ですが、本町として実施できる範囲にあっては、できる限り住民の福祉の増進に努めていきたいと考えております。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答 税務課】

町税の滞納者への徴収は他の納税者との公平性を確保するためにも必要なことであり、重要な課題であると認識しております。滞納額の大きいものや整理が困難と思われるものについては、愛知県地方税滞納整理機構へ引継ぎ、滞納整理を進めております。また、職員の滞納整理機構への派遣は、徴収に関する知識や技術の向上を図る上でも意義は大きいと考えております。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答 税務課】

滞納整理にあたっては、国税徴収法に定められている差押禁止財産に対する差押えはしておりません。また、滞納者と面談をして可能な限り生活状況の把握に努めており、滞納処分の停止や減免等についても適正に行っております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について【回答 福祉児童課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

「水際作戦」は行っておりません。県のケースワーカーと適切に支給しております。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

法に従い適切に事務を進めております。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

法に従い、適切な事務及び措置を講じて行きます。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

配置は致しておりません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

県と共に進めて行きたいと考えております。受給手続きは適切に進めて行きます。

2. 安心できる介護保障について【介護健康課】

★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

一般会計からの任意の繰り入れは現在のところ考えておりません。公費(国、県、町)等の歳入見込と給付等の歳出見込により保険料必要額を算出しますが、介護給費準備基金の取り崩し、保険料の細分化等を研究し第6期の介護保険料を算定したいと考えます。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。また、利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

近隣の入所系施設の整備状況も踏まえ、地域密着型の施設の必要性等を研究したいと考えます。

- ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

中学校区毎の設置は現在考えておりません。

- ③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】

平成24年度から平成26年度における介護従事者処遇改善加算が創設され、県関係機関の指導協力の基に、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいります。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について【介護健康課】

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】

訪問介護・通所介護については、現行サービスが必要な方には継続的に利用していただきます。また、多様なサービスの利用促進も必要がありますので、状態を十分に踏まえたうえでのサービス利用を行っていきたいと考えます。

単価については、国単価を上限に周辺地域の状況もみながら、適正な単価設定を行いたいと考えます。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】

予算については、新しい総合事業の公費(国庫、県費、町費)等の枠組みを基礎として積算します。サービス提供については、この枠組みの中でより充実したものとするよう検討していきます。

訪問介護、通所介護の利用者負担については、介護給付の負担割合(1割又は2割)を勘案し設定します。その他の多様なサービスについてはサービス内容、予算等を勘案し設定したいと考えます。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】

相談内容を充分聞き取り、基本チェックリストなどを活用し、要介護認定申請の必要性を判断する旨の流れが示されています。判断基準が明確でないので慎重な対応をしてまいりたいと考えます。

(4)高齢者福祉施策の充実について【介護健康課】

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

買い物などの多様な生活支援については、二次予防事業対象者において、介護保険要支援対象者に準じ、ホームヘルプ事業により対応しております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】

80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しています。(80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もしています。)

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】

閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用などへ繋ぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めております。また、地域主体の事業として開設される場合は、社会福祉協議会の宅老担当者を概ね1年間毎月派遣し、2年目は年4回程度の支援及び交流会等勉強会を開催し、定着するように支援をします。さらに講師を招聘した場合は年間1万円を上限に実費分の支払をします。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

高齢者の視点に立ち、安心して暮らすことのできる住環境や居住水準の向上は必要ですが、高齢者住宅を公営で整備することは、財政上困難です。持ち家の高齢者の方で介護認定者、特定高齢者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり、住み慣れた住まいのなかで住環境が向上するよう対応につとめております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスは、月曜日から土曜日の週6回(夕食)実施しており、盆休み、年末年始も実施しております。配達時には、高齢者の見守りのため声かけ等おこなっております。助成や自己負担額引き下げは考えておりません。また、社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象にボランティアによる会食、給食サービスも実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費については、現在実施しておりません。

★(5)障害者控除の認定について【介護健康課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

支援2、介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけ、さらに個別に意見書、調査票から判断し、対象者を認定しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

該当者に個別に「障害者認定書」を送付しております。

3. 福祉医療制度について【住民課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行の制度を維持していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成25年1月診療分から、中学生の入院外まで拡大したところです。当面は現行制度を維持していきたいと考えております。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

手帳1・2級の方への全疾病拡大を実施しております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

高齢者の医療費負担については、国全体での、社会保障の負担の在り方の中で検討されるべきだと考えております。福祉医療制度は、現行制度を維持していきたいと考えております。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答 介護健康課】

平成21年4月より産前14回について、原則無料で受けられるようにしております。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答 学校教育課】

就学援助制度については、国の基準に準じております。
扶桑町ホームページでも案内しております。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答 学校教育課】

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いしております。

給食費未納を理由により給食を提供しないことはしていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答 福祉児童課】

保育を希望する児童には、適切に入園できるように事務を進めます。認定こども園、地域型保育事業にかかる施設は扶桑町には存在していません。

5. 国保の改善について【住民課】

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国保の都道府県単位化は、国保の赤字構造の改善のための国費投入とセットで議論されており、保険税の軽減、国保財政の安定化という面ではメリットがあると考えております。現時点では、反対の意見は持っていません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの繰入は、平成 15 年度から一定額を繰り入れており、被保険者が減少していますので一人当たりの補助額は増加しております。減免制度は、現行制度で実施していきたいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

18歳未満の子どもの扱いについては、近隣市町の状況等も調査し、今後研究します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

【回答】

現行の減免基準を継続していきたいと考えております。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現行の減免基準を継続していきたいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書の発行はしておりません。

18歳年度末までのお子さんについては、全員に保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付の制限はしておりません。保険証の発行については、法令の基準に従い、適正に審査し処理いたします。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

納税相談後、納付計画に従って納付していただいている世帯には、正規の保険証を交付しております。短期保険証の有効期限は6カ月のものを発行しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

現年度分については、生活実態を無視した差押えなどは実施しておりません。納税相談の機会を有効に利用し、お話し合いを行い把握に努めます。無保険者の調査は困難です。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、基準生活費の1.15倍以下の世帯を対象とした制度を設けており、当面現行基準を継続していきます。制度の案内は、窓口用チラシ、納税通知書に同封の案内文書の中に一部記載しております。

6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答 福祉児童課】

障害者総合支援法に基づき適切に事務を進めておりますので課税世帯には応分の負担をいただいております。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答 福祉児童課】

余暇の利用は可能です。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答 福祉児童課】

通所、通学の利用は困難かと思われます。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答 福祉児童課】

法に従い、適切に事務を進めたいと思っております。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答 介護健康課】

介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答 福祉児童課】

基本的に、病院スタッフの仕事と考えられますが、ケースバイケースで相談に応じております。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答 福祉児童課】

町では相談員2名の体制で基本相談や計画相談を行っております。

7. 予防接種について【介護健康課】

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

国の検討状況及び近隣市町の動向を踏まえ、研究していきたいと考えます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、予防接種施行令の一部改正に伴い、10月1日より定期接種化される予定ですが、現在実施する任意予防接種の助成事業について継続して実施する予定です。(76歳以上を対象に4,000円を助成しております。また、生活保護世帯及び町県民税非課税世帯については、全額助成しております。)

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象として、風しんワクチン接種に係る実費分について5,000円を上限に半額助成を行っております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【回答 政策調整課】

人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障は増大するばかりであり、その財源を安定的にどのようにして確保するかが課題であります。消費税増税に関しては、法に基づき国が適正に判断することと考えております。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【回答 住民課】

年金の引下げについては、昨年度町議会で意見書を採択し国に送付しております。少子高齢化がさらに進む中で、現役世代の負担は既に厳しい状況にあり、どういった財源を投入するのか等を、国民が納得でき、将来に渡り持続可能な年金制度であるべきと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【回答 介護健康課】

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、また介護福祉従事者の処遇・人材育成・確保について、機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答 住民課】

機会があれば、要望したいと考えております。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

【回答 住民課】

患者さん側からすれば、入院給食費の負担が増えることは好ましいことではありませんが、高齢者の負担分増加により、健保組合も赤字が続くなど、医療保険全体が厳しい経営状況であります。今後も医療費は増加しますので、だれがどれだけ負担するのか、しっかり議論していただきたいと考えております。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【回答 福祉児童課】

国の動向に従い進めていくつもりですが、地域移行の相談支援は重要ととらえております。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答 介護健康課】

高齢者の自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定を図るよう機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【回答 福祉児童課】

法に従い、適切な事務を進めてまいりたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について【回答 住民課】

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

愛知県から提起された制度の改革(縮小)については、反対の意見を述べております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

扶助費の伸びによる財政負担を考慮すれば、現行制度の維持を要望することが適切と考えております。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

扶助費の伸びによる財政負担を考慮すれば、現行制度の維持を要望することが適切と考えております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

扶助費の伸びによる財政負担を考慮すれば、現行制度の維持を要望することが適切と考えております。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答 住民課】

国民健康保険事業費補助金については、今年度町議会から、廃止を撤回し、拡充を求める意見書が愛知県に提出されております。

- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする。

【回答 介護健康課】

機会を捉え県に要望を伝えます。

以上